

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

中能登町は、能登半島のほぼ中央に位置し、邑知地溝帯を中心に平野部が広がり、その東側には石動山、西側には眉丈山を中心とする丘陵地が連なっている。

本町における人口は、1985年～1995年に急激な減少期となった後、2000年代は、ほぼ横ばいの人口を維持しており、年少人口、生産人口ともに1985年以降、減少が続いている。一方、老年人口は2020年まで増加し、その後減少傾向と推測されている。

また、本町は日本有数の合繊メーカー集積地として発展し、第1次産業及び繊維産業を中心とした第2次産業を基幹産業としているが、これらの産業においても事業所数、従業員数ともに減少傾向が続いている。

町内の中小企業は人手不足や後継者不足等の課題に直面しており、この現状を放置すると本町の産業基盤に大きな悪影響を与えかねない状況となっている。

このような中、本町では、町内企業に対する独自の取組として、雇用促進奨励助成金や小規模事業者経営改善資金利子補給助成金を講じてきたところであるが、今後、さらに、中小企業の生産性の抜本的な向上を図るなど、生産年齢人口の減少に伴う人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が受け継ぎたいと思える魅力ある企業づくりを支援していくことは、喫緊の課題となっている。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、本町各企業における労働生産性の向上を推進し、さらなる本町の経済発展に資することを目指すものである。

これらを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を策定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

中能登町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業における各種の設備投資を支援する観点

から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

中能登町の産業は、中心市街地における製造業、サービス業等、農村部や山間部における農林業などの全ての産業において生産性向上の実現が必要であることから、本計画の対象区域は、町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

中能登町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。そのため、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発のほか、自動化の推進、ITの導入による業務の効率化、省エネルギー化の推進など多様である。そのため、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。